

東日本大震災からの復興のため個人住民税の均等割額が変わります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人町民税・個人県民税の均等割額にそれぞれ500円が加算され、下表の額になります。

この増額分は、避難所等の防災拠点や、防災設備の整備などの防災・減災事業を実施するための財源に充てられます。みなさんのご理解をお願いします。

均等割	平成25年度まで(年額)	平成26年度～35年度(年額)
町民税	3,000円	3,500円
県民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

◆問い合わせ 税務課課税班 ☎84-1212

人権擁護委員に

4人のみなさんが任命されました

4月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員として、永野貞雄氏(宮前)、椎名菊代氏(五ノ神)、上野敬蔵氏(東町)が再任され、土屋喜久雄氏(宝米)が新たに任命されました。現在、町には7人の人権擁護委員が法務大臣から委嘱を受け、多様化する人権問題に対する身近な相談や人権に関する啓発活動を行っています。



▲上野 敬蔵氏



▲永野 貞雄氏



▲土屋喜久雄氏



▲椎名 菊代氏

人権相談所

町では、人権問題で悩んでいる方のために、人権相談所を開設しています。

開設日

毎月第2・4火曜日 午後1時30分～4時

ところ

第2火曜日 文化会館 第4火曜日 町民会館

◆問い合わせ

住民課住民班 ☎(84)1214